

## 現金取得者向け新築対象住宅証明書

### ・必要図書(正・副)

図書名	省エネルギー性	耐久性・可変性	耐震性	バリアフリー性
申請書	○	○	○	○
委任状	○	○	○	○
設計内容説明書	○	○	○	○
仕様書(仕上表)	○	○	○	○
付近見取図	○	○	○	○
配置図	○	○	○	○
平面図	○	○	○	○
立面図	○	○	○	○
矩計図(断面図)	○	○	○	○
基礎伏図	●	●	○	-
省エネ性能を満たす 計算書等	○	-	-	-
壁量計算(等級2以上)	-	-	○	-
各階伏図	-	-	○	-
その他必要図書	○	○	○	○

- ※ 申請書、委任状及び設計内容説明書は、当社HPの書式集よりダウンロードができます。
- ※ 設計内容説明書は審査項目ごとに選択し、ご使用ください。
- ※ 仕様書は性能評価のものをご使用ください。
- ※ ●は他図面にて判断できれば必要ありません。
- ※ その他必要図書については訂正時にご連絡いたします。
- ※ 構造計算書付の場合は別途添付が必要です。

### ・審査項目

省エネルギー性※1	①断熱等性能等級4の住宅 ②一次エネルギー消費量等級4以上の住宅
耐久性・可変性	③劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅(共同住宅等については、一定の更新対策※が必要 ※ 一定の更新対策とは、躯体天井高の確保(2.5m以上)及び間取り変更の障害となる壁または柱がないこと。
耐震性	④耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 ⑤免震建築物
バリアフリー	⑥高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

※1: 平成27年4月1日から基準改正されました。

#### ①住宅ローンを利用する場合

- ・床面積50㎡以上の住宅
- ・施工中等に検査を実施し一定の品質が確認された住宅
- 【注意】上記における、検査とは以下のいずれかとなります。
  - (i) 品確法に基づく建設住宅性能評価
  - (ii) 瑕疵担保責任履行法に基づく住宅瑕疵担保責任保険
  - (iii) 住宅瑕疵担保責任保険法人による本給付措置のための現場検査制度

#### ②現金購入の場合

- 上記①に加え以下に該当する住宅とし、50才以上で650万円以下の収入額(目安)の者が取得する場合に限ります。
- ・省エネルギー性に優れた住宅など一定の性能を満たす住宅
- 【注意】上記における、一定の性能とはフラット35S(金利Bプラン)の基準と同一になります。
- 上表の審査項目①から⑥までの1つの基準に適合していることが必要です。